

宮城県プロフェッショナル人材U I Jターン助成金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内中小企業等への人材還流を図り、U I Jターンを促進するため、中小企業等がプロフェッショナル人材を新たに雇用する、又はプロフェッショナル人材を受け入れ、お試し就業を行う経費について、予算の範囲内において、宮城U I Jターン助成金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び事業を行う個人又はその他の団体とする。

2 この要綱において「プロフェッショナル人材」とは、新たな商品・サービス開発及びその販路の開拓、個々のサービスの生産性の向上など、具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材であって、主に次のいずれかに該当する者をいう。ただし、この事業を実施しようとする事業者や役員の3親等内の親族を除く。

(1) 経営者を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材

(2) 新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売上げ増等の効果を生み出す人材

(3) 企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決（財務再構築、事業再編等）し、事業再生を推進する人材

(4) 開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出すことのできる人材

(5) 受入先で求められるスキルについて、原則として10年以上の職業経験を有しており、プロフェッショナルとみなすことのできる人材

3 この要綱において「お試し就業」とは、中小企業等と県外に居住するプロフェッショナル人材の双方が、県内への移住を伴う正式雇用の採否を判断するために、有期の雇用契約又は出向契約（支店や子会社等への転勤・出向等に相当するものは除く。）に基づいて、中小企業等において就業することをいう。

(補助事業者)

第3 補助金の対象となる者は、県内に本社又は本店を置く中小企業等であって、次のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 県内の就業地において、お試し就業を行うこと又は県外に居住するプロフェッショナル人材を県内への移住を伴う正規又は期間の定めのない雇用により新規で雇い入れること

(2) 交付申請の前日から起算して6か月前の日から補助事業の完了又は終了の日までの期間、事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めによる労働者の離職がないこと

(3) この要綱に基づき交付申請するプロフェッショナル人材の採用に対し、国や他の

自治体等から当該補助金と同趣旨の補助金等を受給していないこと

(4) 宮城県税に未納がないこと

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第1項第2号）に規定されるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主でないこと

（補助対象経費及び補助額等）

第4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるとおりとし、プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。

（交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、新規雇用又はお試し就業の開始の日から起算して1か月以内に交付申請書を提出するものとし、規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業計画書（別記様式第2号）

(2) プロフェッショナル人材に係る雇用契約書又は出向契約書等の写し

(3) プロフェッショナル人材の履歴書及び職務経歴書の写し

(4) プロフェッショナル人材の住民票（附票を含む）

(5) 民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料や紹介手数料の返還に関する規定が確認できる人材紹介に係る契約書などの写し

(6) 登記事項証明書（法人格を有している場合）又は、税務署への開業届の写し（個人事業主の場合）

(7) 定款や団体の規約等の写し

(8) 県税事務所が発行する宮城県税の納税証明書（税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。）

(9) 申立書（別記様式第3号）

(10) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 当該補助金の申請は、当該年度において1補助事業者につき原則2人までとする。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合

は、別記様式第4号により、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別記様式第5号により知事の承認を受けること

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(交付決定)

第7 知事は、交付申請書の内容が適切であると認められるときは、速やかに交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うに当たっては、第5第3項により補助金にかかる消費税等仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(遂行状況報告)

第8 知事は、必要があると認めるときは、規則第10条の規定による報告を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、その提出期限は補助事業等の完了、中止又は廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(別記様式第7号)

(2) プロフェッショナル人材に係る賃金台帳の写し

(3) プロフェッショナル人材の出勤簿の写し

(4) プロフェッショナル人材に係るお試し就業終了後の正規雇用等の雇用契約書又は雇入れ通知等の写し(お試し就業を実施し、継続して雇用する場合)

(5) 補助事業の実施が確認できる書類(支払った紹介手数料の領収書の写し等)

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は別記様式第8号によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

(紹介手数料の返還に伴う補助金の返還)

第12 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、民間人材紹介事業者に支払った紹介手数料の返還が発生した場合には、別紙様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

(経過報告)

第13 補助事業者は、新規雇用又はお試し就業の開始の日から起算して1年を経過する日現在のプロフェッショナル人材の雇用状況、業務内容等について別記様式第11号により、速やかに報告しなければならない。

(関係書類の保管等)

第14 補助事業者は補助事業における支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数等)

第15 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

2 知事はこの要綱に定めるもののほか、補助事業者から補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、

当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。平成30年度以前に交付した当該補助金については、なお、従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助額	上限額
民間人材紹介事業者に支払った紹介手数料	補助事業者が負担した額の3分の2以内とする。 (千円未満は切捨)	プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。